



司法書士講座

山本浩司 民法改正 特別公開講義  
どうなる？どうする？改正対策！司法書士受験生のための  
『今から知っておきたい民法改正！』

2016年7月9日(土)

事例

1

Aはその所有する建物をBに売る契約をした。しかし、契約の前日にその建物は滅失していた。契約は無効であるか。

改正民法412条の2（履行不能）

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

参考問題 1

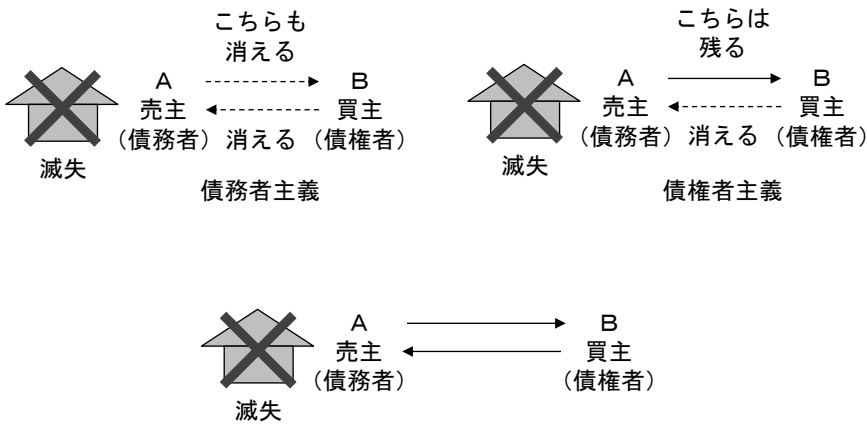
売買契約の前日に目的物が滅失した場合、債権者は契約を解除することができる。

事例

2

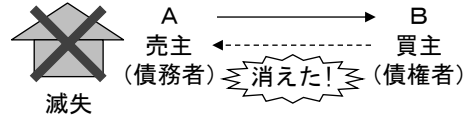
Aはその所有する建物をBに売る契約をした。しかし、契約の後、引き渡しの前に、その建物は当事者の双方の責めに帰することができない事由によって滅失した。

- 1) AはBに売買代金の請求をすることができるか。
- 2)できるとした場合、Bはその請求を拒むことができるか。



## 改正民法412条の2（履行不能）

- 1 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。



## 改正民法536条（債務者の危険負担等）

- 1 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。
- 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

### 参考問題 2

危険負担とは、双務契約において債務の一方が債権者の責めに帰することのできない事由によって不能となったときに、反対債務が消滅するか否かの問題である。

### 事例 3

Aはその所有する建物をBに売る契約をした。しかし、契約の後、引き渡しの前に、その建物は債務者の責めに帰することができない事由によって滅失した。Bは、契約の解除をすることができるか。

## 改正民法542条（催告によらない解除）

- 1 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
  - ① 債務の全部の履行が不能であるとき。

### 改正民法543条（債権者の責めに帰すべき事由による場合）

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### 参考問題 3

履行不能が債権者の責めに帰すべき事由によるものである場合、債権者はその契約を解除することができない。

#### 事例 4

Aはその所有する中古自動車をBに売りこれを引き渡した。しかし、その車には契約の当初からエンジンに欠陥があったことが判明した。責めに帰すべき事由のないBは、その中古自動車の修繕をAに請求することができるか。

### 改正民法562条（買主の追完請求権）

- 1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

#### 事例 5

Aはその所有する中古自動車をBに売りこれを引き渡した。しかし、その車には契約の当初からエンジンに欠陥があったことが判明した。

- 1) Bは、Aに損害の賠償を請求することができるか。
- 2) 損害賠償の範囲は信頼利益に限られるか。

事例 6

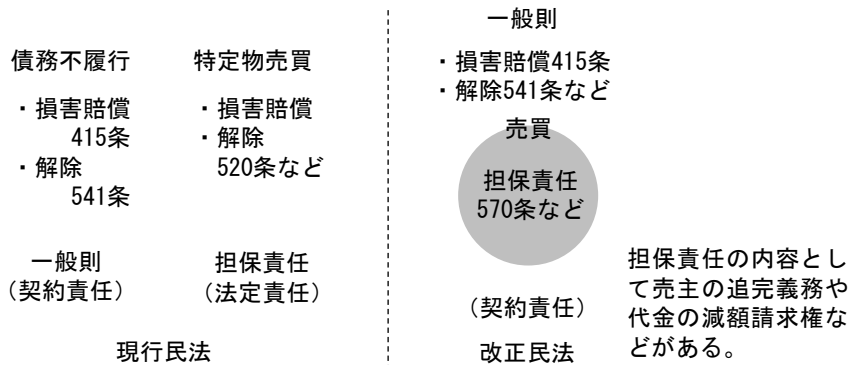
Aは、その所有する甲建物又は乙建物をBに売る契約をした。しかし、契約の前日に甲建物が滅失した。売買の目的物は乙建物に特定するか。

改正民法410条（不能による選択債権の特定）

債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

改正民法414条（履行の強制）

- 1 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。



改正民法541条（催告による解除）

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

## 改正民法542条（催告によらない解除）

- 1 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
  - ① 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - ② 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - ③ 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - ④ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

### 参考問題 4 改正民法により解答しよう。

金銭債務の不履行は履行遅滞にあたるので、債権者は、催告をしなければ解除をすることができない。

## 改正民法545条（解除の効果）

- 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。
- 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。
- 3 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。
- 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

## 改正民法548条（解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅）

解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

事例 7

甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。債権者の甲が、この債権を丙に譲渡した。次の場合、債権の譲渡は有効か。

- 1) 譲渡制限の意思表示につき、丙が善意であり、かつ、重過失もないとき。
- 2) 譲渡制限の意思表示につき、丙が悪意であり、または、重過失があるとき。

改正民法466条（債権の譲渡性）

- 1 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

事例 8

甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。債権者の甲が、この債権を、悪意・重過失の丙に譲渡した。丙が、債権譲渡の対抗要件を具備した場合、乙は、丙に弁済をしなければならないか。

事例 9

甲の乙に対する債権に、譲渡制限の意思表示がされている。債権者の甲が、この債権を、悪意・重過失の丙に譲渡した。乙は、丙への弁済を拒絶し、また、甲への弁済もしない。丙に打つ手はあるか。

### 改正民法466条（債権の譲渡性）

- 3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示が示されたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。
- 4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

#### 事例 10

乙は、書面によって、甲から金100万円を借り受ける旨の契約をした。

- 1) 甲に、貸す権利は生じるか。
- 2) 利息の特約がある場合、その利息はいつから生じるか。
- 3) 甲は、貸金返還請求権で、乙の借りる権利を相殺することができるか。

### 改正民法589条（利息）

- 1 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。
- 2 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

#### 事例 11

乙は、書面によって、甲から金100万円を借り受ける旨の契約をした。貸渡しまでの間、乙は、契約を解除できるか。

### 改正民法587条の2（書面でする消費貸借等）

- 1 前条の規定にかかわらず、書面でする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。





- 2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
- ① 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
  - ② 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- 4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

**事例 14**

錯誤による取消しは、誰がすることができるか。また、その主張に、期間の制限はあるか。

**改正民法120条（取消権者）**

- 2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

# Twitter はじめました！



山本浩司 民法改正 特別公開講義

どうなる？ どうする？ 改正対策！ 司法書士受験生のための『今から知っておきたい民法改正』は、いかがでしたか？

TACでは、司法書士講座を含む法律系資格講座の情報をお伝えする

**Tac 法律資格** Twitter を新たにはじめました。

この特別講義内で使用した**参考問題1～4**の解答は、Twitter に掲載いたします。

もし講義内で「メモを取り忘れた！」という方は、

録画配信の講義を再視聴しなくても、Twitter で解答を確認することができます。

TACは、Twitter でも各種法律系資格受験生の皆様を最大限フォローして参ります。

資格を通し、受験生の皆様と「フォロー」や「いいね」で新たにつながっていただけたら、私たちも大変うれしいです！ よろしくお願いたします。

最後に、山本浩司 民法改正 特別公開講義のご受講、ありがとうございました。

TAC 司法書士講座事務局